

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^{省令}第一号）

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類） 第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十七条の三十五第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類） 第五十七条の三十五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類） 第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十七条の七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類） 第五十七条の三十五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六</p>

<p>十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十七条の三十九及び第五十七条の四十において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十七条の三十九及び第五十七条の四十において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、<u>外国人登録原票の記載事項証明書</u>)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四〇八 (略)</p>
---	---

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>別紙様式第5号（第57条の46関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第5号（第57条の46関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 丁十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第五十条の三十五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 丁十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第五十条の三十五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の</p>

六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

四〇八 (略)

六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

四〇八 (略)

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

改正案	現行
<p>別紙様式第5号（第50条の46関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第5号（第50条の46関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

改正案

現行

<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第四百七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十三条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 丁十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第四百四十七条の十九（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書^がの写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十三条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 丁十四（略）</p> <p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第四百四十七条の十九（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六</p>
--	--

<p>十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四百七条の二十二及び第四百七条の二十三において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四百七条の二十二及び第四百七条の二十三において同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>四〇八 (略)</p>
--	---

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

改正案	現行
<p>別紙様式第15号（第147条の29関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第15号（第147条の29関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(外国人登録証明書の写しに関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「新農業協同組合等信用事業命令」という。）第五十七条の四、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「新漁業協同組合等信用事業命令」という。）第五十条の四及び第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下「新農林中央金庫法施行規則」という。）第一百二十条の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条

約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の四第一号、新漁業協同組合等信用事業命令第五十条の四第一号及び新農林中央金庫法施行規則第二百二十条第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

（紛争解決等業務に関する報告書の様式に係る経過措置）

第三条 新農業協同組合等信用事業命令別紙様式、新漁業協同組合等信用事業命令別紙様式及び新農林中央金庫法施行規則別紙様式は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。